

新規起業する方に

事務所等の家賃を2年間補助します！

矢巾町は、創業意欲のある町民の皆さんの起業を応援するため、町内で起業する際に事務所等を賃借した場合に、地代・家賃の一部に対して補助金を交付します。

対象者

【個人】現在矢巾町内にお住まいの方で、町内で起業する方
【法人】町内を本店所在地として法人登記していること

- ◆ みなし大企業、フランチャイズ店は対象となりません。
- ◆ すでに別の事業をおこなっている方は対象となりません。

対象経費

事務所・店舗・工場等の家賃または事務所等の地代

- ◆ 事務所や店舗を借用して起業した場合の家賃が対象です。
- ◆ 事務所等が住宅兼用の場合は、事業用に使用する部分のみ。
- ◆ 地代は、借用している土地に事務所や店舗を建設した場合が対象です。

補助金額

家賃は4万円、地代は6万円（月額）

- ◆ 家賃・地代の2分の1の額が上限です。
- ◆ 交付対象期間は、開業した月から最長24カ月です。

要件

以下の要件を全て満たしていることが必要です

- ◆ 町が指定する専門機関等の起業指導を修了していること。
- ◆ 個人事業主の方は、開業届を提出していること。
- ◆ 法人の方は、矢巾町を本店所在として法人登記をしていること。
- ◆ 補助対象となる業種など要件の詳細は、下記へお問い合わせください。

矢巾町創業支援事業補助金についてのお問い合わせはこちらへ

矢巾町産業観光課商工振興係 電話 019-611-2602